

一般社団法人日本自動車車体工業会・改造自動車取扱い検討委員会編  
平成23年4月1日発行「改造自動車等取扱の解説」の修正及び正誤

(編注：アンダーラインは修正等の部分)

Ⅲ 届出手続

6. 届出の書類

(1) 自動車検査独立行政法人

(P33) 別表1 改造自動車の届出の必要な範囲 (3. 関係)

(P34 表中)「届出対象の装置」欄の「(5) 操縦装置」

「改造の内容」欄

③リンク装置について、次に掲げる変更を行うもの

- ・ギヤボックス、ロッド、アーム類及びナックルの取り付け位置を変更するもの

を以下に修正

- ・ギヤボックス、ロッド、アーム類及びナックルの取付位置を変更するもの

(P36) 別表2 (5-1(7)関係) 改造自動車の届出先及び添付資料等一覧表

(注5) ※印は、電動機の場合に添付する。

を以下に修正

(注5) ※印は、電動機の場合に添付するものとする。

(P38 見出し) 別表3 書面審査 (7. (3)関係)

を以下に修正

別表3 書面審査 (7. (1)関係)

(P38 表中)「届出書面」欄

1. 届出書 (第1号様式)
2. 改造概要等説明書 (第2号様式)

を以下に修正

1. 届出書
2. 改造概要等説明書

(P40 表中)「届出書面」欄の「⑤車枠(車体)全体図」

「審査内容」欄

車枠及び車体に対して、1/2以上が残された

を以下に修正

車枠及び車体に対して、2分の1以上が残された

(P40 表中)「届出書面」欄の「⑦制動能力計算書」

(P41)「能力強度等の基準」欄

単車………0.12

連結車………0.05

Vo：空気補給量 (L / sec)

を以下に修正

単車………12

連結車……… 5

Vo：空気補給量 (L / 10sec)

(P52 見出し) 第4号様式 (5. (4)関係)

を以下に修正

第4号様式 (5-1(4)関係)

(P53 見出し) 第5号様式 (5. (5)関係)

を以下に修正

第5号様式 (5-1(5)関係)

(P53) ◎記載要領 【充電器】 過電流保護装置

；過電流保護デバイス名 (ブレーカー・ヒューズ) を記入する。

を以下に修正

；過電流保護デバイス名 (サーキットブレーカー・ヒューズ) を記入する。

(P54) 第6号様式

注：本台帳は、写しの最終発行年月日から10年間保存すること。

を以下に修正

注：本台帳は、通知書の決裁日から10年間保存すること。

(2) 軽自動車検査協会

別表1 改造自動車の届出の必要な範囲 (3. 関係)

(P55 表中)「届出対象の装置」欄の「(1) 車枠及び車体」

(2. (1)なお書きの範囲内の改造に限る。)

を以下に修正

(1. 改造自動車(1)なお書きの範囲内の改造に限る。)

(P73 見出し) 第4号様式 (5. (4)関係)

を以下に修正

第4号様式 (5-1(4)関係)

(P74 見出し) 第5号様式

を以下に修正

第5号様式 (5-1(5)関係)

(P74) ◎記載要領 【充電器】 過電流保護装置

: 過電流保護デバイス名 (ブレーカー・ヒューズ) を記入する。

を以下に修正

: 過電流保護デバイス名 (サーキットブレーカー・ヒューズ) を記入する。

(P75) 第6号様式

注: 本台帳は、写しの最終発行年月日から10年間保存すること。

を以下に修正

注: 本台帳は、通知書の決裁日から10年間保存すること。

(P76 見出し) 第7号様式

を以下に修正

第7号様式 (6-3関係)

(P76) 第7号様式

注: 本台帳は、決済日から10年間保存すること。

を以下に修正

注: 本台帳は、決裁日から10年間保存すること。

(P78) 第1号様式 (表面)

注: 該当するものを○で囲むこと。

を以下に修正

注: 試作車・組立車の欄は、該当するものを○で囲むこと。

(P117) □エア・ブレーキのエア補給能力計算書例 (連結車の例)

囲み内 上から3行目

Po: 初期圧力 (800kPa)

を以下に修正

Po: 初期圧力 (784kPa)

## 6. 届出の書類

自動車検査独立行政法人への改造自動車の届出には「自動車検査独立行政法人審査事務規程 別添1 改造自動車審査要領」に定められた別表及び様式より、必要なものについて記入する。軽自動車検査協会への改造自動車及び試作車、組立車の届出には「改造自動車等の取扱いについて（平成7年11月21日 7軽検業第173号 7軽検技第88号）」に定められた別表及び様式より、必要なものについて記入する。また、国土交通省への試作車、組立車の届出は「改造自動車等の取扱いについて（平成7年11月21日 自技第239号）」に定められた別表及び様式より、必要なものについて記入する。

### (1) 自動車検査独立行政法人

自動車検査独立行政法人審査事務規程 別添1 改造自動車審査要領

別表1 改造自動車の届出の必要な範囲（3. 関係）

別表2 改造自動車の届出先及び添付資料等一覧表（別添5-1(7)関係）

別表3 書面審査（7. (1)関係）

別表4 製作誤差の範囲（9. (3)関係）

第1号様式（表面）（別添1の5-1(1)関係）改造自動車届出書

第1号様式（裏面）（別添1の5-1(1)関係）添付資料

第2号様式（表面）（別添1の5-1(2)関係）改造概要等説明書（改造自動車審査結果通知書）

第2号様式（裏面）（別添1の5-1(2)関係）改造等の概要

第3号様式（4-1(2)、8-3(3)関係）複数台数届出書

第3号様式の2（4-1(5)、6-3(2)関係）改造自動車届出の取下願出書

第4号様式（5-1(4)関係）保安基準適合検討書

第5号様式（5-1(5)関係）電気装置の要目表（電動機関係）

第6号様式（5-1(6)、8-3(2)関係）通知書の写しに係る管理台帳

### (2) 軽自動車検査協会

改造自動車等の取扱いについて（平成7年11月21日 7軽検業第173号 7軽検技第88号）

別表1 改造自動車の届出の必要な範囲（3. 関係）

別表2 改造自動車の届出先及び添付資料等一覧表（別添1の4. (1)関係）

別表3 届出書等の審査（7. (4)関係）

（編注：製作誤差の範囲 P45参照）

第1号様式（表面）改造自動車等届出書

第1号様式（裏面）添付資料

第2号様式（表面）改造概要等説明書（改造自動車等審査結果通知書）

第2号様式（裏面）改造等の概要

第3号様式 複数台数届出書

第3号様式の2 改造自動車等届出書の取下願出書

第4号様式 保安基準適合検討書

第5号様式 電気装置の要目表（電動機関係）

第6号様式 通知書の写しに係る管理台帳

第7号様式 改造自動車等受付台帳

### (3) 国土交通省・地方運輸局

改造自動車等の取扱いについて（平成7年11月21日 国自技第239号）

別表 試作車及び組立車の届出及び添付資料一覧表

第1号様式（表面）試作車・組立車届出書

第1号様式（裏面）添付資料

第2号様式（表面）概要等説明書（試作車・組立車審査結果通知書）

第2号様式（裏面）想定概要

（参考提出）主要諸元要目表

第3号様式 (4-1(2)、8-3(3)関係)

複数台数届出書

自動車検査独立行政法人

殿

平成 年 月 日

(届出者の氏名又は名称)

印

届出にあたって、審査事務規程別添1「改造自動車審査要領」4-1(2)に基づき、下記により複数台数届出の扱いを願います。なお、同要領8-3(2)に規定された管理台帳により、発行済みの審査結果通知書の写しに関し、適切に管理を行います。(下記1.②の場合を除く。)

また、複数台数届出に係る型式内の類別、類別区分番号又は車両の仕様について、新たな型式内の類別の追加等の変更があった場合には、再度届出を行うことといたします。

記

1. 届出の種類 (該当する口にチェックして下さい。)

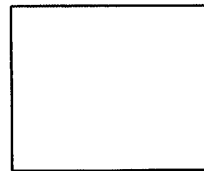
- ①複数台数届出として、交付された審査結果通知書の写しに下記3.に定めるとおりの記載、押印を行い、本紙と相違ないことを押印のうえ証明します。
- ②下記2.の車台番号又は限定する類別等の複数台数の自動車について届出します。  
なお、現車審査の際は、交付された通知書の本紙を提示します。
- ③既に①の届出済み印鑑について、下記3.③の印鑑に変更します。

2. 車台番号 (又は車名・型式及び限定する類別等)

3. 証明の内容等

①改造自動車審査結果通知書の本紙と相違ないことを証明する旨の記載内容

②上記①の内容を記載する位置



③使用する印鑑を変更する場合  
改造自動車審査結果通知書の文書番号

④使用する印鑑の印影

第3号様式の2 (4-1(5)、6-3(2)関係)

改造自動車届出の取下願出書

自動車検査独立行政法人

殿

平成 年 月 日

(届出者の氏名又は名称)

印

平成 年 月 日に提出した下記の自動車の届出書等について、取下げ致します。

記

1. 車名
2. 型式
3. 車台番号 (記載できる場合に限る。)
4. 取下げ理由 (該当項目に○印)
  - 車両故障のため
  - 顧客との売買契約解除のため
  - その他 (理由を記載すること)

※ 押印することに代えて、署名をもって代えることができる。

改造自動車等の届出先

及び添付資料等一覧表

別表2 (別添1の4. (1)関係)

区 分	届 出 先 (HE1)	改 造 内 容 等	
		(別表1関係)	
改 造	事務所	(1)-①	車枠及び車体 フレーム(車枠)を有する自動車であって、フレームの改造を行うもの
		(1)-②	モノコック構造の車体の改造を行うもの
		(2)-①	原 動 機 型式の異なる原動機に乘坐換えるもの
		(2)-②	総排気量を変更するもの
		(3)-①	動力伝達装置 プロベラシャフトの変更を行うもの
		(3)-②	ドライブシャフトの変更を行うもの
		(3)-③	トランスミッションの変更を行うもの
	主管	(3)-④	駆動軸数の変更を行うもの
		(3)-⑤	駆動軸への動力伝達方式の変更を行うもの
		(4)-①	走行方式の変更を行うもの
事務所	(4)-②	走行装置 フロント・アクスル又はリヤ・アクスルの変更を行うもの	
	(4)-③	軸数の変更を行うもの	
主管	(5)-①	操 縦 装 置 かじ取ハンドルの位置の変更を行うもの	
	(5)-②		
事務所	(5)-③	操縦軸数の変更を行うもの	
	(5)-④	リンク装置の変更を行うもの	
主管	(5)-⑤	かじ取操作方式の変更を行うもの	
	(6)	制 動 装 置 制動方式の変更を行うもの	
事務所	(7)-①	緩 衝 装 置 緩衝装置の種類の変更を行うもの	
	(7)-②		
	(8)	連結装置 連結器の取付け又は連結器本体の変更を行うもの	
主管	(9)	燃 料 装 置 燃料の種類を変更する改造を行うもの	
	(10)-①	電 気 装 置 走行に係る駆動用蓄電池の変更を行うもの	
	(10)-②		
試作車	事務所	-	
組立車	事務所	-	

(注1) 届出先欄の「事務所」については、主管事務所においても取り扱うものとする。また、届出先が「主管」となる場合は、主管事務所又は事務所へ届出とするものとする。  
 (注2) 届出する自動車に関する資料として、自動車検査証、譲渡証明書等の写しを送付する。また、複数台届出の場合は、第3号様式の提出及び限定した車両であることが当該改造自動車から明確に判別できる資料とする。  
 (注3) 改造部分及び改造部分に関連する装置についての届出告示別添の技術基準について、適合性を証する書面とする。ただし、対象外自動車又は製作年月日により適用を除外されている自動車は除く。  
 (注4) 試作車又は組立車の場合の主要諸元目表は、輸入自動車特別取扱制度別添「輸入自動車特別取扱要領」に準じた様式とする。  
 (注5) 改造自動車等について、改造部分及び改造部分に関する装置の保安基準について、適合性の検討を行うものとする。試作車又は組立車の場合の保安基準適合性検査は、自動車型式認定実施要領別添2「新規自動車等取扱要領」の別添第1項3(8)に準じたものとする。

届 出 資	添 付 資 料																						
	改 造 要 等 説 明 書	車 両 を 特 定 す る 資 料	技 術 基 準 の 適 合 性 を 証 す る 書 面	主 要 諸 元 目 表	保 安 基 準 適 合 性 検 査	電 気 装 置 の 要 目 表	外 観 図	改 造 部 分 詳 細 図	装 置 の 詳 細 図	車 枠 全 体 図	計 算 書	強 度 検 討 書	電 気 装 置										
	(注2)	(注3)	(注4)	(注5)	(注6)	(注7)	(注8)	(注9)	(注10)	(注11)	(注12)	(注12)	(注12)										
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	※○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注6) ※印は、電動機の場合に添付する。  
 (注7) ※印は、改造部分詳細図の他、高圧電線に関する次の(注)の書面を送付する。  
 ①電気回路図 ②感電保護対策に関するものとして車両に備えた各電気装置の相当図  
 (注8) 自動車型式認定実施要領別添2「新規自動車等取扱要領」の別添第1項3(7)に準じたものとする。  
 (注9) 改造前後の比較ができる図面を送付する。(2. (注)関係)  
 (注10) ※印は、条件が不利となる場合に添付する。  
 (注11) ※印は、ホイールベースを延長した場合に添付する。  
 (注12) 強度検討は、改造部分及び改造により影響を及ぼす部分に係る装置についても必要に応じて検討するものとする。  
 ※ 左右の軸荷重に著しい差が生じる改造内容については、記7.(2)字の計算書を送付すること。

第1号様式 (裏面)

改造内容 (別表1関係)		添付資料																				
		(1)①	(1)②	(2)①	(2)②	(3)①	(3)②	(3)③	(3)④	(4)①	(4)②	(4)③	(5)①	(5)②	(5)③	(5)④	(7)①	(7)②	(8)	(9)	(10)①	(10)②
添付資料																						
届出書		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
改造概要等説明書		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
車両を特定する資料		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
技術基準の適合性を証する書面		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
主要諸元要目表																					○	○
保安基準適合検討書		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
電気装置の要目表			※○																		○	○
外観図		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
改造部分詳細図		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
装置の詳細図																						○
車枠(車体)全体図		○	○																			○
最大安定傾斜角度計算書										○	※○										○	○
制動能力計算書																	○					○
最小回転半径計算書		※○	※○									※○	○									○
強度	車枠(車体)	○	○																			○
	動力伝達装置			○	○	○	○		○													○
度	走行装置								○	○												○
	操縦装置										○	○	○	○								○
検	制動装置																○					○
	緩衝装置																○	○				○
計	連結装置																	○				○
	電気装置																				○	○

注：添付資料を省略する場合には、添付資料欄に×を付すこと。

第2号様式 (表面)

第 号		年 月 日					
軽自動車検査協会 理事長 事務所長							
殿 改造概要等説明書 (改造自動車等審査結果通知書)							
[指示事項]							
主要諸元比較表 <span style="float: right;">標準車種の類別等を記載する ( ) (改造車・試作車・組立車)</span>							
項目	標準車	改造車	基準・限度	項目	標準車	改造車	基準・限度
車名				乗車人員	人		
型式				最大積載量	kg		
自動車の種別	軽自動車	軽自動車		車両 総重量 kg	前前軸重		( kg)
用途					前後軸重		( kg)
車体の形状					後前軸重		( kg)
燃料の種類					後後軸重		( kg)
原動機の型式					計		( kg)
長さ m			≤ n	最大安定 傾斜角度°	左		一般は25° その他は30°
幅 m			≤ n		右		
高さ m			≤ n	前前軸			( kg)
軸距 m	前軸			タイヤ サイズ	前後軸		( kg)
	後軸				後後軸		( kg)
室内又は 荷台の内 側の寸法	長さ m			前後軸重			( kg)
車両重量 kg	高さ m			前輪荷重			空車 ≥18,20%
	前前軸重			割合			積車
	前後軸重			リヤ・オーバーハング m			≤1/2,2/3L ( m)
	後後軸重			荷台オフセット m			
計				最小回転半径 m			

能力強度等検討書							
制動能力	踏力	N	km/h	m	車軸強度	$\sigma_b/\sigma$	/ = ≥1.6
	空気圧	kPa			操縦装置強度	$\sigma_v/\sigma$	/ = ≥1.3
推進軸	回転数	Nc/Np	/ =	≥1.3	緩衝装置強度	$\sigma_b/\sigma$	/ = ≥1.6
	強度	$\sigma_m/\tau$	/ =	≥1.6		$\sigma_v/\sigma$	/ = ≥1.3
車枠強度		$\sigma_b/\sigma$	/ =	≥1.6	制動装置強度	$\sigma_b/\sigma$	/ = ≥1.6
		$\sigma_v/\sigma$	/ =	≥1.3		連結装置強度	$\sigma_b/\sigma$

注1：能力検討書は、該当しないものは一、省略したものは×を記入すること。  
 注2：指示事項欄又は強度検討書欄は、必要に応じて指示欄又は項目を追加、削除することができる。  
 注3：現車検査の際は、通知書及び改造部分詳細図等の添付資料を提示すること。

第3号様式(4-1(2)、8-3(3)関係)

複数台数届出書

軽自動車検査協会

殿

平成 年 月 日

(届出者の氏名又は名称)

印

届出にあたって、「改造自動車等の取扱いについて」4-1(2)に基づき、下記により複数台数届出の扱いを願います。なお、同取扱い8-3(2)に規定された管理台帳により、発行済みの審査結果通知書の写しに関し、適切に管理を行います。(下記1. ②の場合を除く。)

また、複数台数届出に係る型式内の類別、類別区分番号又は車両の仕様について、新たな仕様の追加等変更があった場合には、再度届出を行うことといたします。

記

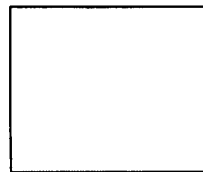
- 1. 届出の種類 (該当する口をチェックして下さい。)
□ ①複数台数届出として、交付された審査結果通知書の写しに下記2.の内容を記載して、本紙と相違ないことを押印のうえ証明します。
□ ②下記2.の車台番号又は限定する類別等の複数台数の自動車について届出します。
なお、現車検査の際は、交付された通知書の本紙を提示します。
□ ③既に①の届出済み印鑑について、下記3. ③の印鑑に変更します。

2. 車台番号(又は車名・型式及び限定する類別等)

3. 証明の内容等

①改造自動車等審査結果通知書の本紙と相違ないことを証明する旨の記載内容

②上記①の内容を記載する位置



③使用する印鑑を変更する場合
改造自動車等審査結果通知書の番号

④使用する印鑑の印影

第3号様式の2(4-1(4)、6-3(2)関係)

改造自動車等届出書の取下願出書

軽自動車検査協会

殿

年 月 日

(届出者の氏名又は名称)

印

平成 年 月 日に提出した下記自動車の届出書等について、取下げ致します。

記

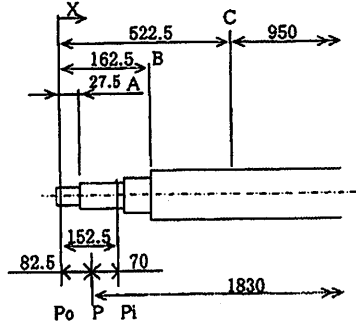
- 1. 車名
2. 型式
3. 車台番号(記載できる場合に限る。)
4. 取下げ理由(該当項目に○印)
□ 車両故障のため
□ 顧客との売買契約破棄のため
□ その他(理由を記載すること)

※ 押印することに代えて、署名をもって代えることができる。

《走行装置強度計算書》

※本計算書は後軸計24810kgで計算しております。

(1) 寸法諸元



(2) 1輪にかかる力 P

$$P = \frac{1}{6} \cdot WR \cdot g$$

$$= 40523N$$

WR : 後軸重 24810kg

$$g = 9.8m/s^2$$

(3) 軸受反力

$$\text{外側 } P_o = P \times \frac{70.0}{152.5}$$

$$= 18600.72N$$

$$\text{内側 } P_i = P \times \frac{82.5}{152.5}$$

$$= 21922.28N$$

(4) 曲げモーメント

$$M = P_o \cdot X \quad (0 \leq X \leq 152.5)$$

$$M = (P_o + P_i) \cdot (X - 82.5) \quad (152.5 \leq X \leq 522.5)$$

断面	X (mm)	曲げモーメント M × 10 <sup>5</sup> (N・mm)
A	27.50	5.1152
B	162.50	32.4184
C	522.50	178.3012

《緩衝装置強度計算書》

本トレーラの後軸用ばねの形式は、半楕円重ね板ばねであり、その懸架方式は、後3軸方式である。

※本計算書は後軸計24810kgで計算しております。

○寸法諸元

後軸重量 WR : 24810kg

ばね下重量 Wu : 1950kg

ばね上重量 Wr : 22860kg

ばね1本当たりの重量 W = Wr/6 : 3810.00kg

ばねの幅 b : 90mm

ばねの板厚 t : 13mm

ばねの枚数 n : 8枚

有効スパン l : 820mm

Uボルト間隔 l1 : 200mm

○ばね材質

材質 sup9

引張り強さ 1520N/mm<sup>2</sup>

降伏強さ 1370N/mm<sup>2</sup>

○ばね応力 σ kg/mm<sup>2</sup>

$$\sigma = \frac{3 \times W \times (l - l_1)}{2 \times b \times t^2 \times n} = \frac{3 \times 3810.00 \times (820 - 200)}{2 \times 90 \times 13^2 \times 8} \cdot g$$

$$= 285.57N/mm^2 \quad g = 9.8m/s^2$$

○安全率

$$\text{破壊安全率 } f_b = \frac{1520}{2.5 \times 285.57} = 2.12 \geq 1.6$$

$$\text{降伏安全率 } f_y = \frac{1370}{2.5 \times 285.57} = 1.91 \geq 1.3$$